

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月21日

山鹿市長 早田順一

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年山鹿市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第6号までの規定中「の歳入分」を削り、同条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 災害援護資金

(8) 生活保護費に係る返還金、徴収金及び過払返納金

(9) 前各号に定めるもののほか、口座振替の方法による収納が適當と市長が認めるもの第3条ただし書中「第2条第7号」を「前条第7号、第8号及び第10号」に改める。

第5条ただし書中「第2条第7号」の次に「、第8号及び第10号」を加える。

第6条第1項第2号中「前号の」の次に「規定により」を加え、同項第3号中「規定による」を「規定により」に改め、同条第2項第3号中「規定による」を「規定により」に改める。

第8条第1項中「次の各号に掲げる納入金の区分に応じ、当該各号に定める日」を「条例若しくは規則で定める各納期の納期限日（全期前納の場合は、第1期目の納期限日）又は市長が指定する日」に改め、同項各号を削る。

第10条中「前条」の次に「の規定」を加える。

第12条第2項中「あて送付する」を「に送付するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、振替不能等の理由により口座振替による納付が適當でないと認めたとき又は第3条に規定する対象者（同条ただし書に規定する対象者を含む。）でなくなったことが明らかなときは、口座振替を停止することができる。この場合において、市長はその旨を当該納入義務者に通知するものとする。

第14条を次のように改める。

（次年度以降の取扱い）

第14条 納入義務者との口座振替契約は、第12条第3項の規定により口座振替を停止したとき又は前条の規定により口座振替を廃止したときを除き、次年度以降においても自動的に継続するものとする。

第17条を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。